

みらい1分ニュースレター

2009/8/24 第8号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

ここでいう「転換」とは、来料加工業務のみを行い、法人資格をもたない中国の現地企業を、当該資格をもつ外資系企業に切替えることを指します。

加工貿易の品質向上を狙いとして、当局による規制強化の流れは、景気の影響は受けるものの、今後も続くことになるでしょう。

みらいコンサルティング(株) 国際部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

テーマ

来料加工のみを行っている工場から法人資格を有する

外資系企業への形態転換について (1/2)

←ポイント

- ✓ **適用対象:** 来料加工のみを行っている、法人資格を有していない工場
- ✓ **適用地域:** 広州、深セン、東莞等の華南地域が中心
- ✓ **政府通達:**
「来料加工企業が同一の場所で、生産を停止せずに形態転換するための操作指南」(2008年8月6日施行)
- ✓ **影響効果:** 来料加工に対する規制の強化→外資参入による品質向上

←解説

◆[来料加工とは?]

✓定義

「来料加工」とは、中国の工場が外国企業より原材料、副資材あるいは設備の「無償」提供を受け、決められたデザイン、材料等で加工を行い、その製品の全量をその外国企業に引渡して加工賃収入を得る形式で、「加工貿易」の一種である(下図参照)。

✓特徴

- ① 来料加工工場は原材料の調達、製品のデザインや販売等を一切行わず、依頼先である外国企業の指示の通りに加工する。
- ② 来料加工工場のメリットとして、最小限のコストとリスクで加工賃収入を得ることができる。
- ③ 依頼先である外国企業のメリットとして、安い労働力を利用することでコスト削減ができ、企業の競争力を高められる。
- ④ 製品の輸出入許可証の取得が免除される(特殊な製品を除く)。

◆[来料加工の工場について]

✓地域

人件費や土地のコストが安く、且つ、輸出入業務の自由度が高く、交通の利便性が良い中国の華南地域に集中している。

✓法人資格

単純に来料加工のみを行っている工場は、一般的に法人資格を有していないことが多い。(右図参照)

◆[政策の方向]

外資導入による品質向上を目的として、今後、中国政府は来料加工のみを行っている工場が、同一の場所で法人資格を有する外資系企業へ転換することを奨励する。

次回(8/31)は、具体的な政策についてご紹介いたします。

執筆: 莫 健潔(ばく けんけつ)

貿易形式

一般貿易

加工貿易

の
来
料
の
加
工
場

法人資格
なし

(※)進
料
の
加
工
場

法人資格
あり

(※)進料加工…原材料・部品を海外企業より「有償」で輸入し、中国国内で組み立て又は加工を施した後、完成品を海外企業へ「販売」する。輸出入に代金決済が伴う点が来料加工と異なる。

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所

社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

